

お取引先様 各位

大成建設ハウジング株式会社

取引開始に伴うお手続きについて

弊社との継続的な取引を開始されるにあたり、下記の書類をご提出ください。なお、ご提出いただいた書類の記載事項が変更となった場合、項目によっては書面による届け出等が必要となる場合がございますので、速やかに弊社取引支店・営業所までご連絡ください。

記

1. 提出書類

必須

- (1) 取引基本契約書 (2部)
- (2) 個別取引の注文に係る条件書：2部。お取引内容が工事請負の場合。
- (3) 取引先情報登録シート
- (4) 建設業許可の写し：取引内容が工事請負の場合
- (5) 印鑑証明書：発行から3ヶ月以内のものに限ります。複写不可。
- (6) 反社会的勢力でないことの表明・確約書

法人のお取引様のみ

- (7) 商業登記簿謄本：「現在事項全部証明書」「履歴事項全部証明書」でも可。発行から3ヶ月以内のものに限ります。複写不可。
- (8) 直近年度における決算報告書
- (9) 会社概要、組織図

該当するお取引様のみ

- (10) 保証書（外装、防水、屋根葺材、外壁タイル工事、再塗装、再防水工事のいずれかに該当する取引を行う場合）
- (11) 労災保険 特別加入証明書の写し（一人親方等の場合）

必要に応じて

- (12) 委任状

2. 記入要領及び提出物について

(1) 取引基本契約書

弊社との継続的な取引において適用される基本的な事柄について約定したものです。個別工事等の契約では、この基本契約書の内容が前提となります。別紙「記入・押印上の注意点」をご参照のうえ、2部作成（貴社分と弊社分）してください。契約印及び割印は印鑑証明書と同一の実印で押印（割印は表と裏の2か所）し、うち1部に印紙（4,000円）を貼付、消印の上、ご提出ください。2部共ご提出いただきますが、弊社での押印後に1部を返送いたします。

(2) 個別取引の注文に係る条件書（取引内容が工事請負の場合）

個別工事における当事者間の責任区分をあらかじめ取り決めておくもので、2部作成（貴社分と弊社分）してください。契約印及び割印は印鑑証明書と同一の実印で押印（割印は表と裏の2か所）し、うち1部に印紙（200円）を貼付、消印の上、ご提出ください。2部共ご提出いただきますが、弊社での押印後に1部を返送いたします。条件書は工事の種類によって異なりますので、ご注意ください。

(3) 取引先情報登録シート

貴社の会社住所、振込先等を登録する書類です。次の記載要領を参照の上、正確にご記入ください。

〔記入要領〕

① 商業登記上 本店住所・商号・代表者等

- ・商業登記簿謄本（「現在事項全部証明書」または「履歴事項全部証明書」）記載の本店住所・商号・代表者氏名・資本金を記入してください。
- ・代表者氏名フリガナは姓と名の間には1マスあけてください。
- ・資本金欄は、千円単位（百円以下は切捨て）右詰で、金額の前に「金」と記入してください。

② 受任者

- ・見積書提出、個別工事等の契約締結、支払代金のご請求等に関して、取引基本契約の契約名義人である貴社代表者以外の方に委任する場合に記入してください。（例：本社が東京にあり（契約名義人）、北海道での契約等については札幌支店長が、大阪での契約等については大阪支店長が行う場合 など）。併せて「委任状」の提出もお願い致します。
（後述の『(12) 委任状』参照。）

③ 支払区分

- ・「取引基本契約書」の別紙「取引代金の支払方法について」における基本支払条件の通りです。お取引の内容等により弊社所定の支払条件がございますので「支払区分」欄は空白でご提出ください。取引開始に伴う手続きが完了した時点で確定しますので、貴社へ契約書等をご返送する際にあわせてお知らせいたします。

④ 振込先金融機関・口座名義

- ・弊社から貴社への代金お支払先を記入してください。
- ・口座名義の法人格は略称可 例) カブシキガイシャシジユクケンセツ → カシジユクケンセツ
- ・金融機関コード、支店コードは全銀協コードを記入してください。
(不明の場合は取引先の金融機関にお問い合わせください。)

⑤ 源泉徴収区分

- ・法人の場合は「0」、個人の場合は「1」、建築士、弁護士、司法書士、測量士等の源泉徴収の対象となる場合は「2」を記入してください。

⑥ 消費税納税区分

- ・課税業者は「0」、免税業者の場合は「1」と記入してください。

⑦ 建設業許可

- ・建設業許可を受けている許可行政庁の名称(国土交通大臣・〇〇県知事)を右詰で記入してください。
- ・「許可区分」欄は、「特定」または「一般」と記入してください。
- ・「許可年次」欄は、右詰2桁で記入してください。(例)「般-27」→「27」
- ・「許可番号」欄も、右詰で記入してください。
- ・許可開始日は、有効期間の開始日を西暦で記入してください。
- ・許可業種は下表から許可を受けている種類を記入してください。複数の許可業種を持つ場合は売上高の多い順に5つまで記入してください。

No.	建設業の種類	No.	建設業の種類	No.	建設業の種類	No.	建設業の種類
01	土木工事業	09	管工事業	17	塗装工事業	25	建具工事業
02	建築工事業	10	パイプレンガ・ブロック工事業	18	防水工事業	26	水道施設工事業
03	大工工事業	11	鋼構造物工事業	19	内装仕上工事業	28	清掃施設工事業
04	左官工事業	12	鉄筋工事業	20	機械器具設置工事業	29	解体工事業
05	とび・土工・コンクリート工事業	13	ほ装工事業	21	熱絶縁工事業		
06	石工事業	14	しゅんせつ工事業	22	電気通信工事業		
07	屋根工事業	15	板金工事業	23	造園工事業		
08	電気工事業	16	ガラス工事業	24	さく井工事業		

⑧健康保険等の加入状況

保険加入の有無:各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲ってください。

⑨お支払に関する事務連絡先

- ・取引開始に伴うお手続きや今後のお支払に関する事務連絡・通知送付先を記入してください。

2006/4 制定
2020/3 最終改訂

⑩請求印

- ・請求書に押す印鑑を押印してください。

(4) 建設業許可の写し

許可行政庁（国土交通省、都道府県）から交付されている「建設業の許可について（通知）」の写しをご提出ください。

(5) 印鑑証明書

お取引開始に必要な書類のご提出日から3か月以内に発行されたものをご提出ください。複写されたものは不可とさせていただきます。

(6) 反社会的勢力ではないことの表明・確約書

コンプライアンスの徹底のため、全ての取引先の皆様にご提出いただくものです。印鑑証明書と同じ実印を押してください。

(7) 商業登記簿謄本（または「現在事項全部証明書」「履歴事項全部証明書」でも可）

法人組織の登録の場合に必要です。印鑑証明書と同様に発行から3ヶ月以内のものをご提出ください。複写されたものは不可とさせていただきます。

(8) 直近年度における決算報告書

お取引開始に必要な書類のご提出日から1年以内の決算日における貸借対照表、損益計算書をご提出ください。

(9) 会社概要、組織図

書式、形式は問いませんが、会社概要、組織図をご提出ください。必要に応じて弊社から追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。

(10) 保証書（外装、防水、屋根葺材、外壁タイル工事もしくは再塗装・再防水工事のいずれかの取引を行う場合）

外装、防水、屋根葺材、外壁タイル工事もしくは再塗装・再防水工事のいずれかを行う場合に必要となりますので、契約条件、書式等を弊社担当者までお問い合わせください。また印鑑証明書と同じ実印を押してください。

(11) 労災保険 特別加入証明書の写し（一人親方等の場合のみ）

労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする、いわゆる一人親方等に該当する場合に必要となります。厚生労働大臣に許可を受けた労働保険事務組合に加入していることを証明する加入証や証明書の写しをご提出ください。

(12) 委任状 (必要に応じて)

(3) ②の通り、見積、個々の契約締結、支払代金のご請求等を、取引基本契約の契約名義人である貴社本店の代表者以外に委任する場合は「委任状」ご提出ください。

3. お問い合わせ先

記入方法等についてご不明な点がある場合は、弊社取引支店・営業所 担当者までお問い合わせください。

以 上